

伊勢湾・大阪湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の
水域類型の指定について（告示改正の概要）

- 1 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）について、告示別表第 2 に以下のとおり追加する。

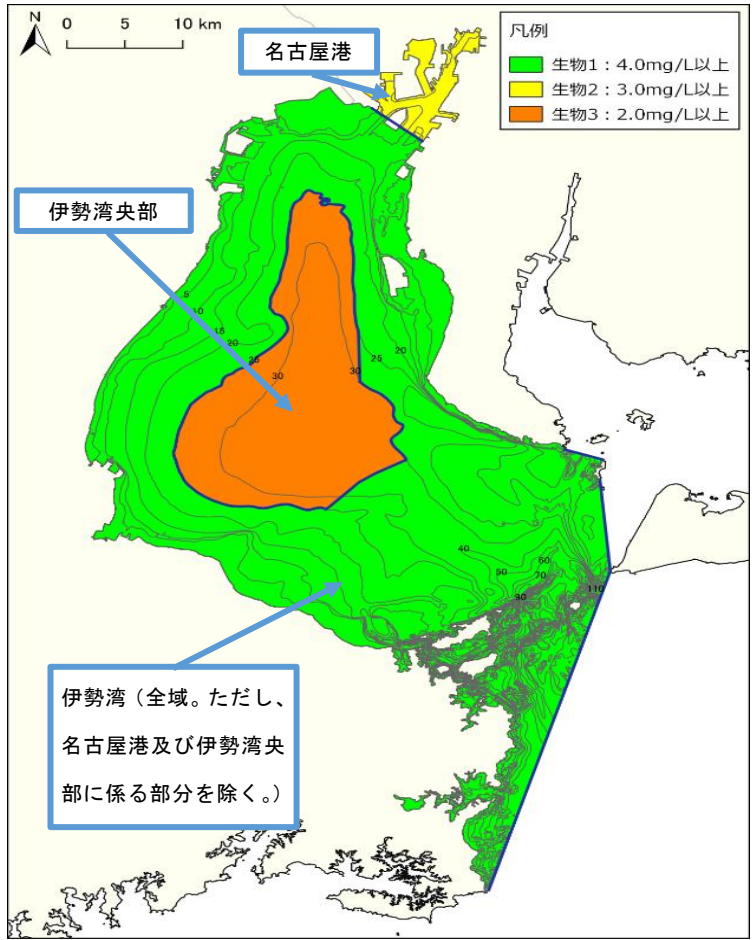
別表第 2（告示別表 2 の 2 のエ関係）

政令別表の二に掲げる水域	水 域	該当類型	指定日
2 愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良湖岬まで引いた線、同地点から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾）	伊勢湾（全域。ただし、名古屋港及び伊勢湾中部に係る部分を除く。） （別記 10 の水域）	生物 1	令和 4 年 12 月 20 日
	名古屋港 （別記 11 の水域）	生物 2	令和 4 年 12 月 20 日
	伊勢湾中部 （別記 12 の水域）	生物 3	令和 4 年 12 月 20 日
3 和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾）	大阪湾奥部 （別記 13 の水域）	生物 3	令和 4 年 12 月 20 日

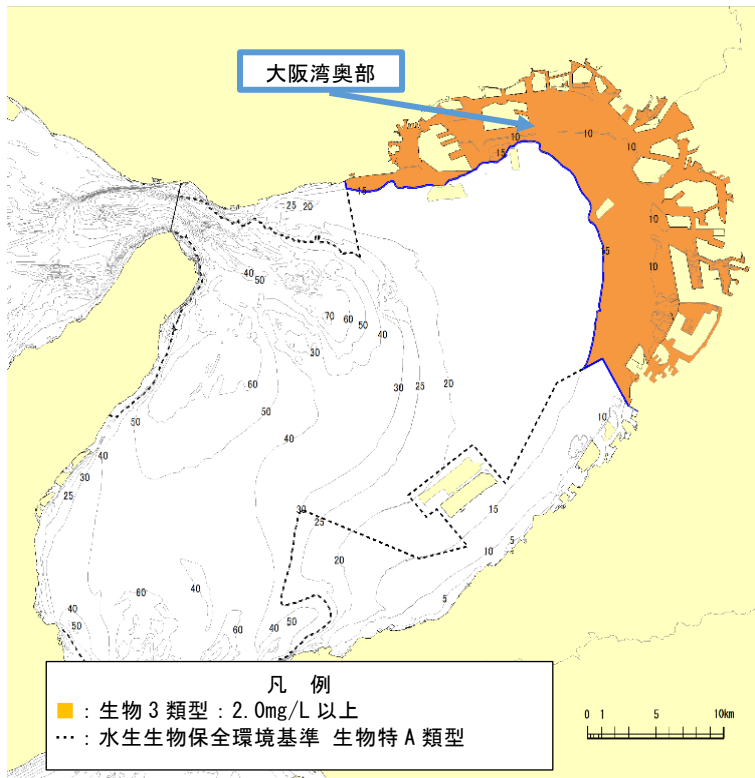
（注）（略）

（別記）（略）

- 2 その他 上記 1 に付帯する変更。



伊勢湾



大阪湾

【参考】

水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）別表 2（抜粋）

2 海域

エ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2) に より水域 類型ごと に指定す る水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。